

古都南方最終処分場汚泥採取運搬業務委託（単価契約）

仕様書

第一章 総則

（適用範囲）

第1条 本仕様書は基本的内容について定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項でも、当然必要と思われるものについては、本市監督員（以下監督員という。）と協議のうえ受託者の責任において実施し、誠実に履行すること。

（委託業務の履行義務）

第2条 受託者は、本仕様書、岡山市契約規則、契約書並びに関係法令に基づき、当施設の機能を十分理解し、目的を達成できるよう業務を誠実、適正に履行しなければならない。

（損傷部補修）

第3条 本業務履行に際し、建造物機器等を損傷しないよう十分注意すること。万一損傷した場合は、監督員の指示に従い同等以上の資材をもって速やかに原状復旧を図ること。
なお、復旧に要する費用はすべて受託者の負担とする。

（資格必要作業）

第4条 資格必要作業は、それぞれの資格を有する者が履行すること。また、監督員が要求した場合は資格保有者である旨の証書の写等を提出すること。

（災害防止等）

第5条 本業務履行に当たっては、現場作業に従事する者の安全災害防止対策に万全を期するほか、労働基準法、労働安全衛生法等の作業法案に違反することのないよう、特に留意して施工すること。

（緊急時の処置）

第6条 事故又は災害が発生した場合は、速やかに適切な処置をとり、直ちに監督員に報告すること。

（備え付け書類、帳票等）

第7条 受託者は、業務実施を明らかにするため、この契約に関する書類、帳票等のうち、委託者が指定するものを現場に備え付け、常に整備しておかなければならない。

第二章 業務概要

(履行期間)

第8条 本業務の履行期間は、令和8年4月1日より令和9年3月31日までとする。

(履行場所)

第9条 本委託業務の履行場所は以下のとおりとする。

履行場所：岡山市東区古都南方227番地ほか

(委託業務の内容)

第10条 委託業務の主な内容は、次のとおりとする。

- (1) 吸引車を用いた古都南方最終処分場（以下、当施設という。）の汚泥抜取及び山田最終処分場への運搬業務
 - (2) 上記業務の関連事項
 - (3) 予定数量は140.8m³以内とする。
- 2 業務は、汚水処理の状況に応じて行うため、当施設の運転管理業務受託者から委託者へ報告があった場合、受託者に連絡するので速やかに行うこととする。
- 3 山田、当施設の運転管理受託者と十分に打ち合わせを行い、両施設の運転管理に支障が生じないよう計画的に業務を施工すること。

(当施設の汚泥抜取運搬業務)

第11条 当施設の汚泥抜取は汚泥貯留槽から行うこととし、本仕様書並びに当施設の取扱説明書等に基づき操作するものとする。

(検査)

第12条 受託者は毎月の作業完了後、委託者に完了通知書を提出し検査を受け合格しなければならない。

(委託料の支払)

- 第13条 受託者は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払を委託者に請求することができる。
- 2 委託者は前項の規定による請求があった時は、請求を受けた日から30日以内に委託料を支払わなければならない。委託料額は、契約単価に毎月の確定数量を乗じて得た額（1円未満の端数は切り捨て）とする。

第三章 その他関連事項

(現場従業員の服装)

第14条 現場従業員は、作業に応じた服装とし、常に清潔にしておかななければならない。

(吸引車の過積載防止)

第 15 条 汚泥を運搬する際には、揚泥車の過積載防止に努めなければならない。

(提出書類)

本委託業務に関する提出書類は、下記のとおりとする。
ただし、契約に関する書類は別とする。

1 着手前に提出する書類

- | | |
|----------|----|
| ①委託業務着手届 | 1部 |
| ②委託作業表 | 1部 |
| ③業務責任者届 | 1部 |

受託者は、業務責任者を定め書面により提出しなければならない。
ただし、本市が不相当と認めた場合は改めて選任すること。

2 履行期間中に提出する書類

- | | |
|-------------|----|
| ①完了通知書 (月毎) | 1部 |
| ②委託報告書 (月毎) | 1部 |
| ③委託写真帳 (月毎) | 1部 |

委託に関する写真を工程ごとにカラー撮影の上、写真帳へ項目ごとに整理して監督員に提出すること。また、撮影に際しては、委託用塗板にて表示すること。

3 完了後に提出する書類

- | | |
|----------|----|
| ①委託業務完了届 | 1部 |
|----------|----|

4 その他監督員の指示したもの。